



埼玉県林地開発許可事務取扱要領

(最終改正) 令和5年9月27日
(令和5年11月1日施行)

埼玉県農林部森づくり課

目 次

第1章 林地開発許可	1
第1条 (趣旨)	1
第2条 (定義)	2
第3条 (開発行為の許可基準)	2
第4条 (開発許可申請書に添付する書類等)	2
第5条 (申請書等の提出先)	3
第6条 (標識の掲示)	3
第7条 (工事着手の届出)	4
第8条 (施行状況等の報告)	4
第9条 (事業の期間延長)	4
第10条 (事業者の住所等の変更)	5
第11条 (事業の一時休止及び廃止)	5
第12条 (林地開発許可の地位の承継)	5
第13条 (災害発生の届出)	6
第14条 (開発行為の変更)	6
第15条 (完了の届出)	7
第16条 (許可の取消処分)	7
第2章 許可制の適用のない開発行為	7
第17条 (許可制の適用のない開発行為の連絡調整)	7
第18条 (連絡調整の方法)	8
第19条 (許可を要しない開発行為の変更)	8
第20条 (許可を要しない開発行為の着手及び完了)	8
第21条 (許可を要しない開発行為の施行状況報告)	8
第22条 (連絡調整をする者の住所等の変更)	8
附則	8
別紙 他法令等の手続状況報告書	10
別表 林地開発許可申請に添付する書類等	11
別記 開発行為の許可基準	14
第1 手続上の要件	14
第2 災害の防止 (法第10条の2第2項第1号) 関係	15

第3	水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2）関係	23
第4	水の確保（法第10条の2第2項第2号）関係	26
第5	環境の保全（法第10条の2第2項第3号）関係	26
第6	太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の基準	30
様式		32
様式第1号	林地開発許可申請書	32
様式第2号	申請地番一覧表	33
様式第3号	森林以外の土地の一覧表	34
様式第4-1号	土地利用計画書	35
様式第4-2号	開発行為の目的に係る事業実績	36
様式第5-1号	林地開発行為同意書	37
様式第5-2号	林地開発行為同意書（開発区域内の森林以外の土地の地権者等）	38
様式第5-3号	水量の確保に関する水道用水施設等の管理者の同意書	39
様式第5-4号	水源の利用等に係る林地開発行為同意書	40
様式第5-5号	開発区域周辺の地権者等の同意書	41
様式第5-6号	環境保全に関する協定締結書	42
様式第5-7号	地域住民等への説明結果報告書	43
様式第6-1号	資金計画書	44
様式第6-2号	資産状況報告書	46
様式第6-3号	施行経費内訳書	47
様式第7-1号	工事計画書（工事内容内訳書）	48
様式第7-2号	設計者に関する調書	50
様式第7-3号	工事施工者調書	51
様式第7-4号	現場管理者に関する調書	52
様式第7-5号	施行工程及び土量計算書	53
様式第7-6号	防災関係計画書	54
様式第7-7号	防災施設の維持管理方法	55
様式第8号	緑化計画書	56
様式第9-1号	残置森林等保全管理確約書	57
様式第9-2号	残置森林等保全管理確約書に基づく協議	58
様式第10号	林地開発許可標識	59
様式第11号	林地開発行為着手届	60

様式第12号	林地開発行為施行状況報告書	61
様式第12号別紙	開発区域外からの土砂の搬入状況届	62
様式第13号	林地開発行為既成部分確認依頼書	63
様式第14号	林地開発許可段階確認依頼書	64
様式第15号	林地開発行為期間延長届	65
様式第16号	林地開発事業者住所等変更届	66
様式第17号	林地開発地権者変更届	67
様式第18号	林地開発行為休止届	68
様式第19号	林地開発行為廃止届	69
様式第20号	林地開発行為再開届	70
様式第21号	林地開発行為地位承継届	71
様式第22号	林地開発行為災害発生届	72
様式第23号	林地開発変更許可申請書	73
様式第24号	林地開発変更届出書	74
様式第23・24号別紙	変更の内容及び理由	75
様式第25号	林地開発行為完了届	76
様式第26号	林地開発行為分割完了届	77
様式第27条	手直し工事完了届	78
様式第28条	林地開発許可申請書取下げ願	79
様式第29号	林地開発行為災害復旧工事着手届	80
様式第30号	林地開発行為災害復旧工事完了届	81
様式第31号	手直し工事（災害復旧）完了届	82
連絡調整様式第1号	林地開発行為連絡調整申出書	83
連絡調整様式第2号	林地開発変更届出書	84
連絡調整様式第3号	林地開発行為着手届	85
連絡調整様式第4号	林地開発行為完了届	86
連絡調整様式第5号	林地開発行為分割完了届	87
連絡調整様式第6号	林地開発行為施行状況報告書	88
連絡調整様式第7号	林地開発事業者住所等変更届	89

埼玉県林地開発許可事務取扱要領

(昭和 58 年 3 月 1 日施行)

(最終改正) 令和 5 年 9 月 27 日付け森第 564 号

第 1 章 林地開発許可

(趣旨)

第 1 条 この要領は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の開発行為（以下「開発行為」という。）の実施に関し必要な手続きについて、法、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「施行令」という。）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）、省令第 44 条の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和 37 年農林省告示第 851 号）及び埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和 45 年 1 月 1 日規則第 2 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(参 考)

【森林法第 10 条の 2 第 1 項】 地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。・・・省略・・・

【森林法施行令第 2 条の 3】 法第 10 条の 2 第 1 項の政令に定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員 3 メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタール。

【森林法施行規則第 4 条】 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書(2 通)に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。・・・省略・・・

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

一 「開発区域」とは、開発行為をしようとする森林の土地の区域及び開発行為と直接的に関連する森林以外の土地の区域をいう。

二 「開発行為をしようとする森林」とは、「開発区域」のうち法第5条に規定する地域森林計画対象民有林である森林をいう。

三 「開発行為に係る森林」とは、「開発行為をしようとする森林」のうち、土地の形質の変更を行う森林をいい、一時利用する場合も含めるものとする。

四 「残置森林」とは、開発行為をしようとする森林から開発行為に係る森林を除いた森林をいう。

五 「残置森林率」とは、開発行為をしようとする森林に対する、若齢林（15年生以下の森林）を除いた残置森林の面積の割合をいう。

六 「造成森林」とは、開発区域内に造成した高木性樹木で構成する森林をいう。

七 「造成緑地」とは、開発区域内に造成した低木性樹木又は草本類で構成する緑地をいう。

八 「森林率」とは、開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発区域内に造成された造成森林を併せた面積の割合をいう。

2 「開発区域」に保安林や保安施設地区（以下、「保安林等」という。）があり、それ以外の地域森林計画対象森林と一体で土地の形質の変更をする場合、別途指定の解除や法第34条第2項の規定に基づく手続きを行うこと。なお、保安林等の伐採のみ行う場合も知事の許可を得ること。

ただし、保安林等の土地の形質を変更しない場合は、地域森林計画対象森林として取り扱う。

(開発行為の許可基準等)

第3条 開発行為の許可基準は、別記に定めるところによる。

2 開発行為の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開発行為に関する工事の実施について、他法令等による許可等が必要であるか確認し、その結果を別紙「他法令等の手続状況報告書」に記入し、申請時に提出すること。

(開発許可申請書に添付する書類等)

第4条 申請者が省令第2条に規定する林地開発許可申請書（以下「申請書」とい

う。) (様式第 1 号) に添付する書類等は、別表に定めるところによる。

ただし、開発行為の目的、態様、規模等を明らかにするために、必要な書類等として知事が追加を指示した場合には、その書類等についても添付するものとする。

2 申請書及び申請書に添付する書類等 (以下「申請書等」という。) の提出部数は、原則として次の各号のとおりとする。

一 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、正本及び副本 2 部の合計 3 部とする。

二 前号以外は、正本及び副本 1 部の合計 2 部とする。

三 開発行為をしようとする森林が二以上の市町村にまたがる場合については、知事の指示により必要部数を追加する。

3 申請者は、当該開発行為に関する工事について、現場管理者を定めるものとする。

(申請書等の提出先等)

第 5 条 申請書等の提出先は、開発行為に係る森林を所轄する農林振興センター又は林業事務所 (以下「農林振興センター等」という。) とする。

2 開発行為が二以上の農林振興センター等の管内にまたがる場合は、開発行為に係る森林の面積が最も大きい区域を管轄する農林振興センター等に提出するものとする。

3 申請者が許可申請書を取り下げようとするときは、林地開発許可申請書取下げ願 (様式第 28 号) を提出しなければならない。

(標識の掲示)

第 6 条 開発行為の許可を受けた者 (以下「事業者」という。) は、当該許可に係る事業 (以下「事業」という。) の期間中 (一時中断の期間を含む。以下同じ。)、事業地内の見やすい場所に、林地開発許可標識 (様式第 10 号) を掲示するものとする。

2 事業者は、掲示事項に変更があった場合は、遅滞なく、当該掲示事項を改めるものとする。

(工事着手の届出等)

第7条 事業者は、当該開発行為に関する工事に着手しようとするときは、第2条に定める開発区域、開発行為をしようとする森林及び開発行為に係る森林の区域を杭等により現地に明示した上で（基準点を含む）、遅滞なく、林地開発行為着手届（様式第11号）を知事に提出し、知事の指示を受けるものとする。

2 工事の実施に当たっては、県の指示に従って原則として、防災関係計画書（様式第7-6号）に記載された、えん堤、洪水調節池、沈砂池等（以下「防災施設」という。）を先行して設置すること。

（施行状況等の報告等）

第8条 事業者は、当該開発行為に関する工事について、奇数月（開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満の事業者にあつては、原則として3月、6月、9月、12月）末日の施行状況を、それぞれ翌月の15日までに、林地開発行為施行状況報告書（様式第12号）により、知事に報告するものとする。

2 事業者は、次の各号に掲げる工程に達したときは、遅滞なく、林地開発行為既成部分確認依頼書（様式第13号）を知事に提出し、確認を受けるものとする。

- 一 工作物を埋設する場合にあつては、対象を視認できるとき
- 二 防災施設の床掘工又は基礎工が完了したとき
- 三 防災施設の工事が完了したとき
- 四 その他知事が指定する工程

3 残土処分場造成を行う事業者は、林地開発許可申請書を提出した日から過去3年以内に林地開発許可の完了実績がない場合、別途知事が指定する工区等の完了毎に林地開発許可段階確認依頼書（様式第14号）を知事に提出し、確認を受けるものとする。

4 事業者は、開発区域外から土砂を搬入した場合、搬入土砂の採取場所及び搬入数量等を第8条第1項に定める施行状況報告書に添付すること。

（事業の期間延長）

第9条 事業者は、事業の期間を延長しようとするときは、遅滞なく、林地開発行為期間延長届（様式第15号）を知事に提出するものとする。なお、第14条による開発計画の変更に伴う期間の延長については、様式第23号または様式第24号に記載すれば足りるものとする。

（事業者の住所等の変更）

第 10 条 事業者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があった場合は、遅滞なく、林地開発事業者住所等変更届（様式第 16 号）に当該事実を証する書面を添えて知事に提出するものとする。

2 事業者は、当該開発行為に係る土地所有者に変更があった場合（開発行為に対する同意を含む）は、遅滞なく、林地開発地権者変更届（様式第 17 号）に土地の登記事項証明書を添えて知事に提出するものとする。

3 事業者は、林地開発許可申請に添付した書類のうち、申請者の資力・資産に関する書類、工事・防災に関する書類に変更があった場合は、遅滞なく、変更書類を知事に提出するものとする。

（事業の一時休止及び廃止）

第 11 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める届出書を知事に提出し、確認を受けるものとする。なお、第一号又は第二号の届出書を提出するときは、災害（開発区域における土砂崩落、土砂崩壊及び出水などにより、当該開発区域の周辺に被害を及ぼすことをいう。）の発生を防止するための措置を実施し、その結果を示す書類を当該届出書に添付するものとする。

一 当該開発行為に関する工事を一時休止しようとするとき

林地開発行為休止届（様式第 18 号）

二 当該開発行為を廃止しようとするとき

林地開発行為廃止届（様式第 19 号）

三 当該開発行為に関する工事を休止した後再開しようとするとき

林地開発行為再開届（様式第 20 号）

（林地開発許可の地位の承継）

第 12 条 林地開発許可に係る法第 3 条に規定する承継人は、その事実が発生したときは、遅滞なく、林地開発行為地位承継届（様式第 21 号）を知事に提出し、知事の指示を受けるものとする。

2 前項の届出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 地位の承継の事実を証明する書類

二 地位を承継した事業者の資力・資産に関する書類

三 工事・防災に関する書類など、許可を受けた時点から変更した書類一式

四 その他知事が特に必要とする書類

(災害発生届の届出等)

第 13 条 事業者は、開発区域において災害が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、遅滞なく林地開発行為災害発生届（様式第 22 号）を知事に提出するものとする。

2 事業者は、災害発生の原因と対策を明らかにし、災害復旧工事計画書、図面及び工程表を林地開発行為災害発生届と同時、若しくは速やかに知事に提出し、承認を得た上で、対策工事を実施するものとする。

3 事業者は、前項の工事に着手しようとするときは、林地開発行為災害復旧工事着手届（様式第 29 号）を知事に提出するものとする。

4 事業者は、承認を受けた復旧工事の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に必要な書類を提出し、承認を受けるものとする。

5 事業者は、当該災害復旧工事が全部完了したときは、林地開発行為災害復旧工事完了届（様式 30 号）を知事に提出し、確認を受けるものとする。

6 前項の確認の結果、知事から手直し工事の指示があった場合には、手直し工事を実施するとともに、完了後に手直し工事（災害復旧）完了届（様式第 31 号）を知事に提出し、確認を受けるものとする。

(開発行為の変更)

第 14 条 事業者は、許可を受けた開発行為について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、林地開発変更許可申請書（様式第 23 号）を知事に提出し許可を受けなければならない。

一 開発行為の目的の変更

二 開発行為に係る森林の土地の面積が 10 ヘクタールを超える開発行為にあつては 1 ヘクタール以上の変更、10 ヘクタール以下の開発行為にあつては、許可を受けている面積に対する 10 パーセント以上の変更

三 洪水調節池その他の防災施設の新設、廃止又は機能の低下を伴う変更若しくは構造の変更

四 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の、許可を受けている面積等に対する 20 パーセントを超える減少を伴う変更

五 縦断面図又は横断面図に示した法面の勾配を急峻にする変更

六 申請土量に対する 10 パーセント以上の変更

七 その他知事が特に変更許可の申請を必要と認める変更

2 前項各号のいずれにも該当しない変更の場合は、林地開発変更届出書（様式第 24 号）を知事に提出し、変更の内容がこの要領の別記に定める開発行為の許可基準に適合するか確認を受けるものとする。

3 前項の確認の結果、開発行為の許可基準に適合しないと認められる場合は、林地開発変更届出書の計画を変更する旨の指導や開発行為の中止または復旧を命じる場合がある。

4 林地開発変更許可申請書及び林地開発変更届出書に添付する書類等は、第 4 条第 2 項を準用する。

（完了の届出）

第 15 条 事業者は、林地開発行為に関する工事が全部完了したときは、林地開発行為完了届（様式第 25 号）を、事業を分割して完了しようとするときは、林地開発行為分割完了届（様式第 26 号）を知事に提出し、確認を受けるものとする。

2 前項の確認の結果、知事から手直し工事の指示があった場合には、手直し工事を実施するとともに、完了後に手直し工事完了届（様式第 27 号）を知事に提出し、確認を受けるものとする。

（許可の取消処分）

第 16 条 事業者は、許可を受けた開発行為が次の各号のいずれかに該当するときは、知事により許可の取消処分を受けることがある。

一 事業者が許可条件に違反し施行した場合

二 事業者の申請内容が虚偽であった場合

三 その他知事が必要と認める場合

第 2 章 許可制の適用のない開発行為

（許可制の適用のない開発行為の連絡調整）

第 17 条 法第 10 条の 2 第 1 項第一号及び同項第三号の規定により許可を要しない開発行為をしようとする者は、知事と連絡調整をするものとする。

2 連絡調整に必要な書類は、林地開発行為連絡調整申出書（以下「申出書」とい

う。) (連絡調整様式第 1 号) 及び別表に掲げる図書とする。

(連絡調整の方法)

第 18 条 知事は、申出のあった許可を要しない開発行為について、第 3 条に定める許可基準に準じて調整するものとする。

(許可を要しない開発行為の変更)

第 19 条 連絡調整をする者が、許可を要しない開発行為を変更しようとするときは、あらかじめ林地開発変更届出書 (連絡調整様式第 2 号) により、知事に変更の届出を行うものとする。

(許可を要しない開発行為の着手及び完了)

第 20 条 連絡調整をする者は、許可を要しない開発行為に着手しようとするときは、速やかに林地開発行為着手届 (連絡調整様式第 3 号) を知事に提出するものとする。

2 連絡調整をする者は、許可を要しない開発行為が全部完了したときは林地開発行為完了届 (連絡調整様式第 4 号) を、分割して完了しようとするときは林地開発行為分割完了届 (連絡調整様式第 5 号) を速やかに知事に提出する。

(許可を要しない開発行為の施行状況報告)

第 21 条 連絡調整をする者は、許可を要しない開発行為が複数年度にまたがるときは、毎年 4 月 15 日までに、前年度末日の施行状況を、林地開発行為施行状況報告書 (連絡調整様式第 6 号) により、知事に報告するものとする。

(連絡調整をする者の住所等の変更)

第 22 条 連絡調整をする者は、住所又は氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名) に変更があった場合は、遅滞なく、林地開発事業者住所等変更届 (連絡調整様式第 7 号) に当該事実を証する書面を添えて知事に提出するものとする。

附 則

1 この要領は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。

2 「森林法の一部改正に伴う森林の開発行為の許可制について」(昭和 49 年 10 月 31 日付け林第 1530 号) 中「林地開発許可制度実施に伴う事務処理体制及び運用方法についての暫定措置」は廃止する。

附 則

この要領は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 4 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

別紙

他法令等の手続状況報告書

番号	法令種	該当の有無	許認可済	申請中	届	年月日	関係機関	担当者
1	都市計画法							
2	採石法							
3	砂利採取法							
4	鉱業法							
5	農地法							
6	農業振興地域の整備に関する法律							
7	地すべり等防止法							
8	国土利用計画法							
9	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律							
10	砂防法							
11	環境影響評価法							
12	自然環境保全法							
13	自然公園法							
14	水質汚濁防止法							
15	文化財保護法							
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律							
17	河川法							
18	温泉法							
19	水道法							
20	工場立地法							
21	景観法							
22	宅地造成及び特定盛土等規制法							
23	埼玉県自然公園条例							
24	埼玉県自然環境保全条例							
25	埼玉県土採取条例							
26	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例							
27	埼玉県環境影響評価条例							
28	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例							
29	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例							
30	埼玉県砂防指定地管理条例							
31	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例							
32	埼玉県景観条例							
33	埼玉県温暖化対策推進条例							
34	埼玉県生活環境保全条例							
35	土壌汚染対策法							

(注) 1 該当の有無の欄については、該当するものに○、該当しないものに×を附すること。

2 該当する許認可又は申請、協議関係の書類を添付すること。

3 上記に記載されていない法令、条例等については適宜追加すること。

別表

林地開発許可申請に添付する書類等

No.	書類等の名称	明示すべき事項等	備考	様式
1	林地開発許可申請書			様式第1号
2	申請地番一覧表			様式第2号
3	森林以外の土地の一覧表			様式第3号
4	土地の登記事項証明書			
5	計画書	土地利用計画書	森林の概要がわかる全景、近景写真及び図面を添付すること	様式第4-1号
		開発行為の目的に係る事業実績		様式第4-2号
6	林地開発行為同意書	開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意	印鑑証明書、契約書(写)を添付すること	様式第5-1号
7	森林以外の土地の地権者等の同意書等	開発区域内の森林以外の土地の地権者等の同意		様式第5-2号
		公共施設(道路、河川)の管理者の同意	公共施設を使用する場合に限る	占用許可書等
		水量の確保に関する水道用水施設等の管理者の同意	飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林の開発行為に係るものに限る	様式第5-3号
		開発行為に係る森林を飲用水、かんがい用水等の水源として依存している者の同意	開発行為の目的が、水源の利用等に係るものに限る	様式第5-4号
		水源の利用等に係る関係市町村長の同意		
		開発区域周辺の地権者等の同意	開発行為により著しい影響を受けることが認められる場合に限る	様式第5-5号
		関係市町村等と環境保全等に関する協定締結書	大気汚染や水質汚濁、騒音等、開発行為の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合に限る	様式第5-6号
地域住民等への説明結果報告書	開発行為の目的が太陽光発電設備の設置に係る場合に限る	様式第5-7号		
8	登記事項証明書(法人)、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類(法人でない団体)又は住民票の写し(個人)		住民票の写しに代わる書類として個人情報カード(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の写し等を可とする	
9	法人税の納税証明書(法人)又は所得税の納税証明書(個人)			

10	法人定款及び事業経歴書			
11	申請者の資力・資産に関する書類	資金計画書	残高証明書等、資金調達方法を証明する書類を添付すること	様式第 6-1 号
		資産状況報告書	資産に関する書類(法人の場合は前年度の財務諸表(決算報告書))を添付すること	様式第 6-2 号
		施行経費内訳書	事業実施に係る経費について積算した計算書を添付すること	様式第 6-3 号
12	工事・防災に関する書類	工事計画書(工事内容内訳書)		様式第 7-1 号
		設計者の資格に関する調書	資格又は実務実績等から当該工事を遂行するに十分な技術を有していること	様式第 7-2 号
		工事施工者調書	建設業法第 3 条建設業の許可の有無及び事業経歴等から当該工事を遂行するに十分な技術を有していること 工事施工者が申請者と別にいる場合、契約書等関係性の分かる書類を添付すること 資金力を証する書類を添付すること	様式第 7-3 号
		現場管理者に関する調書	資格又は実務実績等から当該工事を遂行するに十分な技術を有していること	様式第 7-4 号
		施行工程及び土量計算書	仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること	様式第 7-5 号
		防災関係計画書	切土・盛土及び捨土に係る安定計算書を添付すること。 洪水調節池その他の防災施設の設計に関する書類を添付すること。 二次製品を使用する場合は、仕様書、カタログ等を添付すること	様式第 7-6 号
		防災施設の維持管理方法		様式第 7-7 号
13	緑化計画書			様式第 8 号
14	残置森林等保全管理確約書			様式第 9-1 号
15	位置図	1 開発区域 2 進入(取付)道路の位置		縮尺5万分の1以上の地形図

16	区域図	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域及び工区区分 2 開発行為しようとする森林及び開発行為に係る森林の区域の地番及び形状 3 都県界、市町村界、大字・字界、地番界 		縮尺 5 千分の 1 以上
17	公図（写、調整図等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域、開発行為をしようとする森林の区域 2 大字・字界及び名称、地番、地目及び開発区域に隣接する土地の地番 		
18	現況図	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域、開発区域の周辺の人家、公共施設及び主要な交通路、河川等 2 地形、標高等 3 開発区域内の森林等の状況 		
19	求積図	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域、開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の区域 2 残置する森林のうち若齢林(15年生以下)の土地の区域 	審査基準において、残置森林率の定めのない開発行為にあつては、2の表示を要しない	
20	土地利用計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域、残置森林、造成森林及び緑地の区域 2 切土、盛土及び捨土等行為の形態別の施行区域 3 施設又は工作物の位置及び区域 4 法面の位置及び形状 5 縦横断面図の測定位置及び記号 6 基準点の位置 		
21	縦断面図及び横断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 測点並びに切土高及び盛土高 2 切土、盛土及び捨土の工法 3 土工定規図 4 基準点の高さ 		
22	防災施設計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 よう壁及びえん堤、洪水調節池等の位置及び形状 2 河川等の縦横断面図 3 防災施設の構造図 		
23	排水施設計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 現況及び計画集水域、集水系統及び排水施設の位置 2 排水施設の構造 	仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること	
24	緑化計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 残置し又は造成する森林又は緑地の区域 2 残置する森林のうち若齢林(15年生以下)の区域 3 緑化標準図 	審査基準において、残置森林率の定めのない開発行為にあつては、2の表示を要しない	

注意事項

連絡調整案件にあつては、No. 1 を林地開発行為連絡調整申出書と読み替えるものとし、No. 3, 5, 6, 7(公共施設(道路、河川)の管理者の同意に係る書類は除く), 8~10 及び 13 の添付を要しない。

No. 11 のうち様式第 6-2 号、No. 12 のうち様式第 7-2 号、7-3 号、7-4 号の添付を要しない。
また、協議の上、その他の書類の添付についても省略することができる。

別記

開発行為の許可基準

第1 手続上の要件

- 1 次の事項すべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
 - (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
 - (2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。
 - (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、他の法令による許可等の処分を必要とする場合には、当該許可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認ができること。
 - (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
 - (5) 開発行為の施工者のうち防災施設の設置に関わる者に、防災措置を講ずるために必要な能力があることが明らかであること。
- 2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。
- 3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- 4 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。
- 5 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。

第2 災害の防止（法第10条の2第2項第1号）関係

- 1 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動

量が必要最小限度であることが明らかであること。

なお、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は、1ヘクタール当たりおおむね1,000立法メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下であること。

2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さから見て崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が次の各号に掲げる技術的基準に沿って適切に講じられていること。

(1) 切土に関する基準

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定を確保されるものであること。

イ 法面の勾配は、表1-1を標準とする。

ウ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

エ 切土を行った後の地盤に滑りやすい地層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置を講じること。

表 1 - 1

地 山 の 土 質		切土高	勾配
硬 岩			1:0.3~1:0.8
軟 岩			1:0.5~1:1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5~
砂 質 土	密実なもの	5m 以下	1:0.8~1:1.0
		5~10m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの	5m 以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5
砂利または岩塊 混じり砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	10m 以下	1:0.8~1:1.0
		10~15m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m 以下	1:1.0~1:1.2
		10~15m	1:1.2~1:1.5
粘 性 土		10m 以下	1:0.8~1:1.2
岩塊または玉石 混じりの粘性土		5m 以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5

(2) 盛土に関する基準

ア 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

なお、一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるものであること。

イ 法面の勾配は、表 1 - 2 を標準とする。

ウ 盛土高が、5メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルごとに幅1メートル以上の小段が設置されるほか、排水施設（小段に設置する排水溝を含む）が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講じられていること。

オ 土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い、盛土と地山との安定が確保されていること。

カ 谷を埋める盛土の場合には、規模にかかわらず以下の措置が講じられていること。

- (ア) 地下水位を低下させ、盛土の安定を確保するため、暗渠の設置等の措置が適切に講じられていること。
- (イ) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。
- (ウ) よう壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられていること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果法面の安定を保つためによう壁の設置が必要でないと認められる場合には、この限りではない。
- なお、設置されるよう壁の構造は、別記 開発行為の許可基準 第2の3(2)の基準によるものであること。

表 1 - 2

盛 土 材 料	盛土高	勾 配	摘 要
粒度の良い砂 (S)、礫および細粒分混じり礫 (G)	5m 以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂 (SG)	10m 以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊 (ずりを含む)	10m 以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土 (SF)、硬い粘質土、硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m 以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土	5m 以下	1:1.8~1:2.0	

(3) 残土 (捨土) に関する基準

- ア 残土 (捨土) は、残土処分場 (土捨場) を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における残土処分場 (土捨場) の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- イ 法面の勾配の設定、安定計算、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行い、土砂の流出のおそれがないものであること。

(4) その他の基準

- ア 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合は、柵工の実施等

の措置が講じられていること。

イ 大規模な切土又は盛土を行う場合は、融雪、豪雨等により災害が生じるおそれのないよう工事時期、工法等について、適切に配慮されていること。

3 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が上記「2」に定めた基準によることが困難であるか、若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、よう壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられていること。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つためによう壁等の設置が必要でないと認められる場合には、この限りではない。

(1) 上記の「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合とする。

ア 切土により生じる法面の勾配が30度(1.7割)より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表1-3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

(イ) 土質が表1-3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表1-3

土質	よう壁等を要しない 勾配の上限	よう壁等を要する 勾配の下限
軟岩(風化に著しいものを除く)	60度(0.58割)	80度(0.2割)
風化の著しい岩	40度(1.2割)	50度(0.8割)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35度(1.5割)	45度(1.0割)

イ 盛土により生ずる法面の勾配が 30 度(1.7 割)より急で、かつ、高さが 1メートルを超える場合。

(2) 設置されるよう壁の構造は、次のアからオの基準によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって、よう壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって、よう壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。

ウ 土圧等によって、よう壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。

エ 土圧等によって、よう壁が沈下しないこと。

オ よう壁には、その裏面の排水をよくするため、適正な水抜穴を設けられていること。

4 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

(1) 法面保護は、植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等)を行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施工されるものであること。

(2) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又はよう壁の設置等の措置が講じられているものであること。この場合におけるよう壁の構造は、3(2)によるものであること。

5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域 1ヘクタール当たり 1年間に、特に目立った表面浸食のおそれが見られない場合では

200 立方メートル、脆弱な土壌で全面的に浸食のおそれが高い場合では 600 立方メートル、それ以外の場合では 400 立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

イ 開発行為終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

(2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

(3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和 46 年 3 月 13 日付け 46 林野治第 648 号 林野庁長官通達）又は他の同等の基準によるものであること。

(4) 「災害が発生するおそれがある区域」に表 2 に掲げる区域を含む場合は、その考え方について、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。

ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

(1) 排水施設の断面は、次によるものとする。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量はマンニング式により求められていること。

(ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められる場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)
 f : 流出係数 (表 3)
 r : 設計雨量強度 (mm/h)
 A : 集水面積 (ha)

(イ) 前式の適用に当たっては、次の a から c までによるものであること。

- a 流出係数は、表 3 を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表 3 の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。
- b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 5 年確率で想定される雨量強度とされていること。
- c 単位時間は到達時間を勘案して定めた表 4 を参考として定められていること。

表 3

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

表 4

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

(参考) 地域別降雨強度式 (5年確率)

地域	降雨強度式
県南ブロック さいたま市 川越市 川口市 所沢市 飯能市 春日部市 狭山市 上尾市 入間市 新座市 桶川市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町	$r = 1,200 / (t^{2/3} + 5.0)$
県北ブロック 熊谷市 加須市 本庄市 東松山市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 白岡市 滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 長瀨町 東秩父村 美里町 神川町 寄居町 宮代町	$r = 1,560 / (t^{3/4} + 5.9)$
秩父ブロック 秩父市 横瀬町 皆野町 小鹿野町	$r = 431 / (t^{0.49} + 1.14)$

※ t = 単位時間

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて溢水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものよりも大きく定められていること。

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講じられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

- 7 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。
- 8 開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- 9 開発行為の完了後においても整備した排水施設やえん堤等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2）関係

洪水調節池、その他の施設（以下「雨水流出抑制施設」という。）の設置が適切に講じられることが明らかであること。

- (1) 洪水調節量は、表5により算定した雨水流出抑制施設の容量以上であること。

また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

- (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定予想される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

- (3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず、浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。
- (4) 雨水流出抑制施設にえん堤等を設置する場合は、第2の5による。
- (5) 雨水流出抑制施設について仮設の防災施設を設置する場合は、第2の8に即したものであること。
- (6) 開発行為の完了後の雨水流出抑制施設について、第2の9に即したものであること。

表5

算定方法	$V \geq A \times v_a - (Q \div v_b) \times v_a$ $Q' = A \times v_c$ $v_c \leq 0.05$ <p>V 雨水流出抑制施設の容量 (単位 立方メートル)</p> <p>A 残置森林等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積 (単位ヘクタール)</p> <p>Q 合理的な方法により算定した雨水浸透施設等の浸透効果量 (単位 立方メートル毎秒)</p> <p>Q' 雨水流出抑制施設からの放流量 (単位 立方メートル毎秒)</p> <p>v_a 付表で定める地域別調整容量 a (単位 立方メートル毎ヘクタール)</p> <p>v_b 付表で定める地域別調整容量 b (単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール)</p> <p>v_c 放流先水路等の許容比流量 (単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール)</p>
------	--

備考

- 1 開発区域における排水計画は、行為区域に降った雨が雨水流出抑制施設に入るように計画されたものとする。
- 2 湛水想定区域でのQは、0立方メートル毎秒とする。
- 3 流域調査を行い、下流域に狭さく部がある場合など、必要に応じてv_cを別途算定する。
- 4 放流断面は、オリフィス式等により決定する。

付表

市 町 村	地域別調整容量 a (単位 立方メートル毎ヘクタール)	地域別調整容量 b (単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール)
(県南ブロック) さいたま市 川越市 川口市 所沢市 飯能市 春日部市 狭山市 上尾市 入間市 新座市 桶川市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町	950	0.4309
(県北ブロック) 熊谷市 加須市 本庄市 東松山市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 白岡市 滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 長瀨町 東秩父村 美里町 神川町 寄居町 宮代町	700	0.4704
(秩父ブロック) 秩父市 横瀬町 皆野町 小鹿野町	1,100	0.2963

(参考) 放流断面 (オリフィス) の決定

放流断面 (オリフィス) は、放流量の算定式 (オリフィス式) 等により断面積を算定する。

$$Q' = a \times C \times \sqrt{2 \times g \times h} \quad \text{より}$$

$$a = \frac{Q'}{C \times \sqrt{2 \times g \times h}}$$

a	: 放流断面 (単位: m ²)
C	: 流量係数 0.6
Q'	: 雨水流出抑制施設からの放流量 (単位: m ³ /s)
g	: 重力加速度 9.8 (単位: m/s ²)
h	: H.W.L からオリフィス中心までの水深 (単位: m)

第4 水の確保（法第10条の2第2項第2号）関係

- 1 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

なお、この場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- 2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

第5 環境の保全（法第10条の2第2項第3号）関係

- 1 開発行為をしようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

- (1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、できるだけ速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するものとし、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って行われるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の開発区域内の森林面積に対する割合は、表6の開発区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表6の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、開発区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表6に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表6に準じて適切に

措置されていること。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然条件に適する原則として1メートル以上の高木性樹木を、表7を標準として均等に分布するよう植栽すること。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内的の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

4 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とする。

表 6

開発行為の目的	開発区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率は 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積は、おおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率は 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅は、おおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して配置する場合は、その間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は、1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率は 50 パーセント以上（残置森林率は 40 パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部におおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率は 50 パーセント以上（残置森林率は 40 パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は、開発区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、開発区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は、極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、開発区域内に複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率は 25 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所あたり面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、開発区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

住宅団地の造成	森林率は 20 パーセント以上とする。 (当該森林率には、緑地を含む。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たり面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、開発区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 伐採跡地は、必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
残土処分場の造成	森林率は 25 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 10 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。 2 利用後の跡地は可能な限り緑化及び植栽する。また法面は可能な限り緑化し、小段平坦部に必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電設備の設置	森林率は 25 パーセント（残置森林率は 15 パーセント）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 10 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 か所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 3 林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮し残置森林又は造成森林及び太陽光パネルを配置する。

- (注) 1. 「残置森林率」とは、開発行為をしようとする森林に対する、若齢林（15年生以下の森林）を除いた残置森林の面積の割合をいう。
2. 「森林率」とは、開発行為をしようとする森林に対する、残置森林と開発区域内に造成された造成森林を併せた面積の割合をいう。
3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
4. 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないうこととして差し支えない。

表 7

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

第6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の基準

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、第1から第5によるほか、次の事項によるものとする。

- (1) 太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について現状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むよう努めること。
- (2) 太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、よう壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。
- ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、よう壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は

崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。

- (3) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所について、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数は表3によらず、表8を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

表 8

地表状態\ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

- (4) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。

また、表面侵食に対して、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講じられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。

- (5) 防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施すること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うこと。

- (6) 開発行為をしようとする森林の区域が市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮し施工するよう努めること。

林地開発許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	ha
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に必要な能力があることを証する書類（様式第7-3号）を添付すること。施行者が複数いる場合は分担のわかる書類（施工体系図等）を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 4 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。

申請地番一覧表

森林の土地の所在場所					面積				森林の土地の所有者等の氏名又は名称及び住所
市郡	町村	大字	字	地番	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積	残置する森林の土地の面積		
							15年生以下	16年生以上	
計									

注意事項

開発行為をしようとする森林の土地の面積及び開発行為に係る森林の土地の面積は、1筆ごとに面積をヘクタールを単位として小数第4位まで記載する。

森林以外の土地の一覧表

(地目)

土地の所在場所					面 積			土地の所有者等の氏名又は名称及び住所
市郡	町村	大字	字	地番	開発行為をしようとする土地の面積	開発行為に係る土地の面積	残置する土地の面積	
					ha	ha	ha	
計								

道路、水路の番号	面 積			土地の所有者等の氏名又は名称及び住所
	開発行為をしようとする土地の面積	開発行為に係る土地の面積	残置する土地の面積	
	ha	ha	ha	
計				

注意事項

開発区域の森林を除く土地について、1筆又は1路線ごとの面積を記載する。

土地利用計画書

(1) 開発計画の内容

(2) 転用前後の土地の利用関係 (面積)

用地の現況 転用後の用途	森 林	農 地	〇〇〇	計	比 率
	ha	ha	ha	ha	%
計					
比 率 %					

(3) 写 真

注意事項

- 「開発計画の内容」は、具体的に目的及び内容等を説明すること。
また、期別計画や工区分割をする場合には、その内容を説明するとともに、その区域を開発計画平面図等に明示すること。
- 「転用前後の土地の利用関係(面積)」は、次のとおり記載すること。
 - 「面積」欄は、ヘクタール単位として小数第4位まで記載すること。
 - 「用地の現況」は、森林、原野、農地、宅地、水路、道路、既採掘地等に区分すること。
 - 「転用後の用途」は、宅地用地、道路用地、水路敷、調節池敷、公園、残置森林、造成森林、造成緑地等に区分すること。
- 写真は、森林の概要がわかるように全景及び近景から撮影し、撮影位置と撮影方向を明示した図面を添付すること。
また、大規模な開発行為にあつては、航空写真を添付すること。

様式第4-2号

開発行為の目的に係る事業実績

事業年度	事業内容	事業個所	事業期間	許認可の有無

注意事項

事業期間は、開発行為に係る期間を記載すること。

林地開発行為同意書

申請者〇〇〇が行う当該開発行為については、異議がないので、施行に同意します。

森林の土地の所在場所					地目	面積	権利の 種 類	同 意 年月日	権 利 者		
市郡	町村	大字	字	地番					住所	氏名	印
						ha					

注意事項

印鑑証明書及び契約書（写）を添付すること。

林地開発行為同意書
(開発区域内の森林以外の土地の地権者等)

申請者〇〇〇が行う当該開発行為については、異議がないので、施行に同意します。

土地の所在場所					地目	面積	権利の 種類	同意 年月日	権利者		
市郡	町村	大字	字	地番					住所	氏名	印
						ha					

注意事項

印鑑証明書及び契約書（写）を添付すること。

水量の確保に関する水道用水施設等の管理者の同意書

申請者〇〇〇が行う当該開発行為については、異議がないので、施行に同意します。

森林の土地の所在場所					地目	面積	水源の 依存の 目的	同意年 月日	関係者	
市郡	町村	大字	字	地番					住所	氏名

注意事項

- 1 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林の開発行為に係るものに限る。
- 2 申請者は同意を得たことを証する書面を保存しておくこと。

(※該当ない場合)

上記事項には該当ありません。

年 月 日

申請者住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

水源の利用等に係る林地開発行為同意書

申請者〇〇〇が行う当該開発行為については、異議がないので、施行に同意します。

森林の土地の所在場所					地目	面積	水利用 の目的	同 意 年月日	関 係 者	
市郡	町村	大字	字	地番					住所	氏名
						ha				

注意事項

- 1 この同意書は、事業者による開発行為が水源の利用等に係るものに限る。
- 2 水利用の目的の欄には、同意を要する者の水利用の目的（飲用水、かんがい用水等）を記入してください。
- 3 申請者は同意を得たことを証する書面を保存しておくこと。

開 発 区 域 周 辺 の 地 権 者 等 の 同 意 書

申請者〇〇〇が行う当該開発行為については、異議がないので、施行に同意します。

森林の土地の所在場所					地目	面積	開発の 目的	同意年 月日	関 係 者	
市郡	町村	大字	字	地番					住所	氏名

注意事項

- 1 開発行為により著しい影響を受けることが認められる場合に限る。
- 2 申請者は同意を得たことを証する書面を保存しておくこと。

(※該当ない場合)

上記事項には該当ありません。

年 月 日

申請者住所

氏名

{

法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名

}

環境保全に関する協定締結書

森林法に基づく開発行為の施行地区並びにその周辺地区の環境を保全するための措置について、下記のとおり協定を締結する。

協定締結年月日 年 月 日

住 所

申請者

(甲) 氏 名

住 所

市町村長

(乙) 氏 名

開発区域の場所	
開発行為の目的、名称	
協 定 事 項	協 定 内 容
(例) 水質検査の実施	(例) 甲は〇ヶ月毎に開発行為に伴う場所の水質検査を実施し乙に報告する。
(例) 残土の搬入時間	(例) 甲は午後5時から午前9時の間は開発区域に残土の搬入を行わない。

地域住民等への説明結果報告書

年 月 日

申請者
(甲) 住 所
氏 名

申請者〇〇〇が行う当該開発行為に係る説明を行ったところ、その概要は以下でありましたので、提出します。

- 1 説明の方法、対象及び実施年月日
- 2 説明事項（説明資料の写しを添付すること。）
- 3 地域住民等の意見又は要望等
- 4 上記3の意見又は要望等に対する見解及び対応方針
- 5 その他特記事項

資金（変更）計画書

(1) 開発行為に係る事業に要する資金

項 目	金 額	備 考
	円	
資 金 計		

注意事項

項目欄は、用地費、土木工事費、防災施設工事費、建築工事費、諸経費、予備費等に区分し記載すること。

(2) 資金の調達方法

資 金 総 額	資 金 の 調 達 方 法		
	種 類	金 額	備 考
円		円	

注意事項

- 1 種類欄は、営業収入、自己資金、借入金、〇〇補助金等に区分し記載すること。
- 2 残高証明書等、資金調達方法を証明する書類を添付すること。

(3) 年度別計画

(単位：千円)

科 目		年 度				
		年度	年度	年度	年度	年度
収 入	営業収入					
	自己資金					
	借入金					
	〇〇補助金等					
	計					
支 出	用地費					
	土木工事費					
	防災施設工事費					
	建築工事費					
	諸経費					
	予備費					
	事務費					
	借入金利息					
	借入償還金					
	計					

様式第6-2号

資産状況報告書（変更）

1	営業概要書	別添のとおり
2	収支決算書（貸借対照表、損益計算書）	別添のとおり
3	主たる取引金融機関	

工事（変更）計画書（工事内容内訳書）

（その1）

設計者		(住所・氏名)		工事施工者		(住所・氏名)		
現場管理者		(住所・氏名・所属)						
開発対象区域の場所								
開発区域面積				開発行為に係る森林の土地の面積				
開発区域の状況	地形	標高： ○m～○m		平均傾斜角： ○○度				
		地形の特徴：						
	河川・溪流							
	湧水等							
	地質	地質時代：		基岩名：		土壌：		
		地質の特徴：						
その他								
周辺の状況	住宅等		住宅：○戸（開発区域からの距離）、公共施設：○棟（開発区域からの距離）					
	公道等		国道：○m、県道：○m、市・町道：○m					
	農地		水田：○ha、畑：○ha、その他：○ha					
	その他							
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況		飲料水使用住宅：○○戸						
		水資源依存農地：○○ha						
		防火用水等に関する利用の有無：有・無						
		その他：						
周辺地域への影響及び住民生活への配慮等		森林施業上での影響の有無：						
		隣接土地所有者の同意の有無：						
		関係市町村長の意見：						
		地域代表者の意見：						

(その2)

開発行為の内容	全体計画	○年○月○日～○年○月○日 (計画内容)	
	今回申請	○年○月○日～○年○月○日 (計画内容)	
工事計画(今申請)	土木工事	1. 土工	・切土工：
			・盛土工：
			・残土処分工：
			・地盤段切り工：
			・地盤改良工：
			・排土工：
		2. 排水工	・地表排水工：
			・湧水排水工：
	・地下水排水工：		
	3. 土留工	・よう壁工：	
		・埋設工：	
	4. 溪間工	・護岸工：	
		・ダム工：	
	5. 洪水調節工	・洪水調節池工：	
		・沈砂池工：	
	6. 道路工	・道路開設工：	
		・道路改良工：	
	7. 仮設工事		
8. その他工事			
緑化工	1. 植栽工		
	2. 緑化工		
	3. その他工事		
その他			

※仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。

設計者に関する調書（変更）

設計者の氏名 及び生年月日	氏 名 年 月 日生	現住所			
勤務先の所在地 及び名称					
最終学歴	年 月 日 卒業・中退				
	学校名	学科名	修業年数		
資格免許等	名 称	(イ)一級建築士	(ロ)技術士	(ハ)	
	登録番号等	第 号	() 部門 第 号		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日		
林地開発に関する 実務実績	工事及び実務の内容		実務に従事した期間		期間合計
			年 月から 年 月まで (年月)		年 月
			年 月から 年 月まで (年月)		
			年 月から 年 月まで (年月)		
開発行為に関する 設計経歴	事業主名及び工事名称	場 所	面 積	時 期	職務の内容
その他参考事項					

工事施工者（変更）調書

- ① 工事施工者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

- ② 建設業法による建設業の許可の年月日、種類及び番号

- ③ 事業実施体制
 - ・職員数
 - ・主な役員
 - ・技術者名（建設業法第26条に規定する主任技術者等の住所及び氏名）等

- ④ 施工経歴

注文主の氏名 又は名称	元請・下請 の別	工事内容	工事施工 場所	金 額 (千円)	完了年月日

※監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を示すこと。

- ⑤ 技術者略歴（職名、氏名、年齢、在社年数、資格免許等）

- 1 建設業法第3条建設業の許可の有無及び事業経歴等から当該工事を遂行するに十分な技術を有していること。
- 2 工事施工者が申請者と別にいる場合、契約書等関係性の分かる書類（請負工事の範囲のわかる書類）を添付すること。
- 3 資金力を証する書類（預金残高証明書、納税証明書）を添付すること

現場管理者に関する調書（変更）

現場管理者の氏名及び生年月日	氏名 年 月 日生	現住所			
勤務先の所在地及び名称					
最終学歴	年 月 日 卒業・中退				
	学校名	学科名	修業年数		
資格免許等	名 称	(イ)一級建築士	(ロ)技術士	(ハ)	
	登録番号等	第 号	() 部門 第 号		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日		
林地開発に関する実務実績	工事及び実務の内容		実務に従事した期間		期間合計
			年 月から 年 月まで (年月)		年 月
			年 月から 年 月まで (年月)		
			年 月から 年 月まで (年月)		
開発に関する実務実績	工事及び実務の内容		実務に従事した期間		期間合計
			年 月から 年 月まで (年月)		年 月
			年 月から 年 月まで (年月)		
			年 月から 年 月まで (年月)		
その他参考事項					

施行工程及び土量計算書(変更)

(1) 開発行為の施行方法

(2) 開発行為の施行工程表

工程 施設 (工事)の種類	年	月	月	月	月	月	月	月	備考

(3) 土量計算

(単位：m³)

区分 土量合計	切土	盛土		捨土	備考
		切土転用	不足土		

(4) 切土、盛土及び捨土の管理方法

(5) その他

注意事項

- 1 防災関連工事を先行して実施する計画とすること。
- 2 期別計画や工区分割をする場合は、「開発行為の施行工程表」に記載するとともに、その区域を開発計画平面図等に明示すること。
- 3 「切土、盛土及び捨土の管理方法」は、次の事項を記載すること。
 - (1) 捨土を開発区域外に搬出する場合には、搬出予定箇所を記載すること。
 - (2) 盛土・捨土に関する土砂の締固め試験の方法について記載すること。
- 4 「その他」は、次の事項を記載すること。
 - (1) よう壁等の設置を計画する場合には、安定計算書を添付すること。
 - (2) 開発行為の目的が土石等採掘の場合には、①採取する岩石の種類 ②採掘方法 ③採掘及び運搬手段（使用機械の名称、台数、能力等）について記載すること。
 - (3) 施行上、特に留意している事項について記載すること。
- 5 仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。

防災関係（変更）計画書

1. 土 工	(最大法高、土質区分毎法勾配)
2. 主要構造物	(土留工、えん堤工、洪水調節池等の構造、箇所数、容量等)
3. 雨水排水施設	(水路工の構造、延長等)
4. 土砂流出防止施設	(沈砂池の構造、箇所数、容量等)
5. その他	
備 考	

注意事項

- 1 上記区分毎に適用する技術（設計）基準名等を記載すること。
- 2 切土・盛土及び捨土に係る安定計算書（必要がある場合）を添付すること。
- 3 洪水調節池その他の防災施設の設計に関する書類（安定計算書を含む）を添付すること。
- 4 構造物に二次製品を使用する場合は、仕様書、カタログ等を添付すること。

防災施設の維持管理方法

林地開発許可を申請している区域内に設置する排水施設、洪水調節池等について、以下の内容のとおり維持管理します。

記

1 管理する防災施設の名称

2 施設管理者

名称：

住所：

電話：

3 維持管理内容

点検の種類	点検・管理の内容
定期点検 実施月（毎年〇〇月、 〇〇月、〇〇月）	（記載例） ・土砂、ゴミ、落ち葉等の除去 ・放流施設の破損は早急に補修する。 ・施設の破損、地表面の沈下が見られる場合には補修を行う。 ・周辺施設の清掃。 ・排水溝、放流口の清掃。
非常時点検 （大雨洪水警報の発令時、 利用者からの通報時）	・施設を巡回し、以上の有無を確認する。 ・通報内容に応じて適切な点検、清掃、補修を行う。

4 その他

注意事項

- 1 上記内容は管理する防災施設ごとに記入すること、枠が足りない場合は適宜追加すること。
- 2 点検の内容については、整備した防災施設が十分に機能を発揮できるよう点検・管理の内容を具体的に明記すること。
- 3 点検結果に基づき清掃作業、補修等を行うこと。施設が破損している場合には、速やかに補修を行い、防災機能の回復に努めること。

緑化（変更）計画書

(1) 残置する森林等の面積及び割合

区 分		面 積	割 合	備 考	
開発前	① 開発行為をしようとする森林	ha	100%		
開発後	② 残置する森林	ア 15年生以下			
		イ 16年生以上			
	③ 造成する森林				
	④ 造成する緑地				
	⑤ ③④を除く開発行為に係る森林				
	合 計				

(2) 造成する森林、造成する緑地の造成方法

(3) 残置する森林等の維持管理方法

(4) 景観の維持対策

(5) そ の 他

注意事項

- 1 「面積」欄は、ヘクタール単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 「割合」欄は①の面積を100%とする（開発後の合計面積は100%を超える場合がある）。
- 3 「造成する森林の造成方法」は、土地利用状況や自然環境等に適した、樹種、本数、植栽密度、植栽方法（施肥、客土等）などを具体的に記載すること。
- 4 「造成する緑地の造成方法」は、種子吹付、厚層基材吹付、張芝など具体的に記載すること。
- 5 「その他」は、環境の保全等について、特に配慮している事項を記載すること。

残置森林等保全管理確約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

残置する森林等の保全管理に係る下記事項について確約します。

記

- 1 下表に掲げる残置し又は造成した森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)については、林地開発許可申請書に添付した緑化計画書の(3)に記載した維持管理方法により保全を行います。

経過観察の結果、植生が定着していないと判断された場合には、再度緑化等の措置を行います。

残置森林等の所在場所	所有者	面積
		ha
計		

- 2 残置森林等が森林法第5条に規定する地域森林計画の対象となっている場合は、その計画に適合する施業を行います。
- 3 地域森林計画の対象となっている残置森林等において立木を伐採する場合は、森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する前に、知事と協議します。

注意事項

面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

残置森林等保全管理確約書に基づく協議

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け指令 第 号で許可を受けた林地開発行為の残置森林等について、
下記のとおり伐採を行いたいので残置森林等保全管理確約書に基づき協議します。

記

伐採する場所	
伐採する面積	h a
伐採及び植栽の内容	
伐採する理由	

注意事項

伐採及び植栽の内容として、別紙計画図及び工程表を添付すること。

様式第10号

林 地 開 発 許 可 標 識	
許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の事業期間	年 月 日から 年 月 日
事業者 住所 氏名	TEL
工事施工者 住所 氏名	TEL
現場管理者 住所 氏名	TEL

注意事項

標識の大きさは、縦60cm以上、横90cm以上とする。また、その材質は木材又は金属など長期間の使用に耐えうるものとする。

林地開発行為着手届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発行為に関する工事を次のとおり着手したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第7条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
住所 工事施工者 氏名	TEL
住所 現場管理者 氏名	TEL
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注意事項

開発区域等の境界の杭等を明示した図面を添付すること。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発行為に関する工事について、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第8条第1項の規定により次のとおり、年 月月末現在の施行状況を報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号			
開発行為の目的				
開発行為に係る森林の 所在場所				
完了予定年月日	年 月 日			
施行 状況	工種区分	計画数量(A)	出来高数量 (B)	進捗率 (B/A) %
	(工事計画書の区分)			
開発区域外からの 土砂の搬入状況	別紙のとおり			
盛土・残土処分に関する土砂 の締固めの状況	直前の施行状況報告期間から現在までに実施した盛土等の現場密度を測定し、その結果を添付すること。 (例：JIS A 1214, JIS A1210, 最大乾燥密度の90%以上 1,000m ³ につき1回の割合、5,000m ³ 未満は3回/1工事)			

添付資料

- 1 施工状況写真（よう壁、段切り、締固め、暗渠排水等の施工状況が分かる写真）
- 2 平面図（工事の出来型の概況を示したもの）、工事工程表（必要に応じて）

開発区域外からの土砂の搬入状況届

1 搬入した土砂の採取場所及び搬入数量

搬入した土砂 ①	採取場所及び 採取面積	
	搬入数量	
搬入した土砂 ②	採取場所及び 採取面積	
	搬入数量	
搬入した土砂 ③	採取場所及び 採取面積	
	搬入数量	
搬入した土砂 ④	採取場所及び 採取面積	
	搬入数量	

注意事項

- 1 搬入した土砂の採取場所が5以上の場合は、搬入した土砂の欄を適宜増やすこと。
- 2 届出に記載する内容は、直前の施行状況報告期間から現在の施行状況報告期間との差を記入する。
- 3 採取場所については、土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類（写し可）を添付しなければならない。
- 4 搬入数量については、土砂の搬入伝票等の写しを添付しなければならない。
- 5 必要に応じ土壌汚染状況調査結果等を添付すること。

林地開発行為既成部分確認依頼書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発行為に係る工事について、下記の内容について既成部分の確認を埼玉県林地開発許可事務取扱要領第8条第2項の規定により依頼します。

記

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
開発行為に係る森林の 土地の面積	
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
確認を依頼する工種、工事箇所等	

様式第14号

林地開発許可段階確認依頼書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

許可を受けた林地開発行為について、林地開発許可の段階確認を埼玉県林地開発許可事務取扱要領第8条第3項の規定により依頼します。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
計画搬入量 (m ³)	
搬入実績 (m ³)	
進捗率 (%)	
事業着手日	年 月 日
前回段階確認日	年 月 日
前回段階確認時進捗率	%

(年 月 日現在値)

添付資料

- 1 出来型が確認できる図面 (平面図、縦断図、横断図等) 及び数量計算書
- 2 施工状況写真 (よう壁、段切り、締固め、暗渠排水等の施工状況が分かる写真)

林地開発行為期間延長届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発行為に係る事業の期間を次のとおり延長したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第9条の規定に基づき届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
工事施工者	住所
	氏名又は名称 及び代表者の 氏名
期間延長理由	
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注意事項

事業期間の延長前と延長後の工程を比較することができる施行工程表を添付すること。

様式第16号

林地開発事業者住所等変更届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発行為について、住所(氏名、名称、代表者の氏名)に次のとおり変更があったので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
変更事項	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日

注意事項

法人の登記事項証明書等、変更の内容が分かる書類を添付すること。

林地開発地権者変更届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発行為について土地所有者に次のとおり変更があったので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第10条第2項の規定に基づき届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
開発行為の目的		
開発行為に係る森林の 所 在 場 所		
変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

注意事項

- 1 新たな土地所有者が当該開発行為に同意していることを証する書類を添付すること。
- 2 新たな土地所有者の土地の登記事項証明書を添付すること。

林 地 開 発 行 為 休 止 届

年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

(事業者)

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

許可を受けた林地開発行為に関する工事を次のとおり一時休止したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第11条第1項第一号の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
休 止 年 月 日	年 月 日
休 止 の 理 由	
休 止 中 の 措 置	
再 開 予 定 年 月 日	年 月 日

注意事項

- 1 現場の状況を示す図面及び写真を添付すること。
- 2 「休止中の措置」については、休止中の安全管理体制等を記入すること。

林地開発行為廃止届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

許可を受けた林地開発行為を次のとおり廃止したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第11条第1項第二号の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
廃止後の措置	

注意事項

- 1 現場の状況を示す図面及び写真を添付すること。
- 2 「廃止後の措置」については、廃止後の土地利用等を具体的に記入すること。

林地開発行為再開届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

許可を受けた林地開発行為に関する工事を次のとおり再開したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第11条第1項第三号の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
休止年月日	年 月 日
再開予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

林地開発行為地位承継届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(继承人)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発について、許可を受けた者の地位を承継したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第12条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
被承継者	住所
	氏名又は名称 及び代表者の 氏名
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

注意事項

添付書類は埼玉県林地開発許可事務取扱要領第12条第2項の規定を参照。

林地開発行為災害発生届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発行為の開発区域内で次のとおり災害が発生したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第13条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
災害の状況	
復旧の方法	
復旧工事完了予定年月日	年 月 日

注意事項

- 1 災害の状況には、発生日時や拡大防止応急対策等の実施状況を含む。
- 2 災害の発生位置及び被災位置を示した図面並びに状況写真を添付すること。
- 3 復旧工事計画書（工程表を含む）を添付すること。

林地開発変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第14条第1項の規定に基づき申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号			
開発行為の目的				
開発行為に係る森林の 所在場所				
面積の変更	区 分	開発区域面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積
	現 計 画			
	変 更 計 画			
	比較増(△)減			
変 更 内 容 及 び 理 由	別紙のとおり			
変更後の完了予定年月日	年 月 日			
備 考				

注意事項

- 1 面積はヘクタール単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 「変更内容及び理由」は別紙を使用すること。
- 3 「備考」欄は、開発行為の変更が、他法令等の許認可その他の手続を必要とする場合、その状況を記載すること。

林地開発変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第14条第2項の規定に基づき届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号			
開発行為の目的				
開発行為に係る森林の 所在場所				
面積の変更	区 分	開発区域面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積
	現 計 画			
	変 更 計 画			
	比較増(△)減			
変 更 内 容 及 び 理 由	別紙のとおり			
変更後の完了予定年月日	年 月 日			
備 考				

注意事項

- 1 面積はヘクタール単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 「変更内容及び理由」は別紙を使用すること。
- 3 「備考」欄は、開発行為の変更が、他法令等の許認可その他の手続を必要とする場合、その状況を記載すること。

変更の内容及び理由

変 更 事 項	変 更 内 容	理 由	備 考

林 地 開 発 行 為 完 了 届

年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

(事業者)

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

許可を受けた林地開発行為に関する工事が次のとおり完了したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第15条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

様式第26号

林地開発行為分割完了届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可を受けた林地開発行為に関する工事が次のとおり完了したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第15条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
着手年月日	年 月 日
分割完了年月日	年 月 日

注意事項

分割完了した区域を示す図面等を添付すること。

手直し工事完了届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで指示のあった下記の手直し工事が次のとおり完了したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第15条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
手直し工事	完了年月日 年 月 日
工 種	手直し内容

注意事項

手直し工事の着手前、施工中及び完成後の写真を添付すること。

様式第28号

林地開発許可申請書取下げ願

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により 年 月 日付をもって行
った林地開発許可申請は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第5条第3項の規定に
より取り下げます。

許可申請の開発行為に 係る森林の所在	
許可申請の開発行為の目 的	
取 下 げ 理 由	
備 考	

林地開発行為災害復旧工事着手届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日に届け出た開発区域内の災害について、次のとおり復旧工事に着手したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第13条第3項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
住所 工事施工者 氏名	TEL
住所 現場管理者 氏名	TEL
復旧工事着手年月日	年 月 日
復旧工事完了予定年月日	年 月 日

林地開発行為災害復旧工事完了届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発行為災害復旧工事が次のとおり完了したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第13条第5項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
復旧工事着手年月日	年 月 日
復旧工事完了年月日	年 月 日

手直し工事（災害復旧）完了届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで指示のあった下記の手直し工事が次のとおり完了したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第13条第6項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
手直し工事	復旧工事完了年月日 年 月 日
工 種	手直し内容

注意事項

手直し工事の着手前、施工中及び完成後の写真を添付すること。

林地開発行為連絡調整申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為をしたいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第17条第1項の規定により申し出ます。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他処分を必要とする場合には、その手続きを記載すること。

林地開発変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発行為を次のとおり変更したいので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第19条の規定に基づき届け出ます。

調整回答年月日及び番号	年 月 日	第 号		
開発行為の目的				
開発行為に係る森林の 所在場所				
面積の変更	区 分	開発区域面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積
	現 計 画			
	変 更 計 画			
	比較増(△)減			
変 更 内 容 及 び 理 由	別紙のとおり			
変更後の完了予定年月日	年 月 日			
備 考				

注意事項

- 1 面積はヘクタール単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 「変更内容及び理由」は別紙を使用すること。
- 3 「備考」欄は、開発行為の変更が、他法令等の許認可その他の手続を必要とする場合、その状況を記載すること。

林地開発行為着手届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発行為に関する工事を次のとおり着手するので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第20条第1項の規定により届け出ます。

調整回答年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
工事施工者	住所
	氏名又は名称 及び代表者の 氏名
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

林地開発行為完了届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発行為に関する工事が次のとおり完了したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第20条第2項の規定により届け出ます。

調整回答年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

林地開発行為分割完了届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発行為に関する工事が次のとおり完了したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第20条第2項の規定により届け出ます。

調整回答年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
着手年月日	年 月 日
分割完了年月日	年 月 日

注意事項

分割完了した区域を示す図面等を添付すること。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為に関する工事について、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第21条の規定により次のとおり、 年3月末現在の施行状況を報告します。

調整回答年月日及び番号	年	月	日	第	号
開発行為の目的					
開発行為に係る森林の 所在場所					
完了予定年月日	年	月	日		
施 行 状 況	工種区分	計画数量(A)	出来高数量(B)	進捗率(B/A) %	

注意事項

状況写真、平面図及び出来型図等を添付すること。

林地開発事業者住所等変更届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

住所(氏名、名称、代表者の氏名)に次のとおり変更があつたので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第22条の規定に基づき届け出ます。

調整回答年月日及び番号	年 月 日	第 号
開発行為の目的		
開発行為に係る森林の 所在場所		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	